

令和2年5月15日

※下線は前回からの変更箇所

新型コロナウイルス感染症に係る姫路市の主な対応

4月7日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府の「緊急事態宣言」が発令され、本市が緊急事態措置を実施すべき区域とされてから1カ月以上が経過した。本市としても「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を発し、市民に対して人と人との接触機会の8割削減を実現するための外出自粛への協力を求めるとともに、市役所が持てる資源を感染拡大防止等に集中させ、次のとおり取組を行っている。

国は、5月14日に39県の緊急事態宣言を解除したが、引き続き、兵庫県においては、緊急事態宣言の対象区域とされ、特定警戒都道府県の指定が継続される。

本市においては、一部対応を緩和するが、基本的には現在の警戒体制を維持した対応を取るものとする。

なお、感染症への対応については、国・県との連携が必要であり、広域的な感染症対策として、国・県の方針を踏まえた取組を行うこととする。

1 外出自粛要請

- ・8割の接触削減を実現するため「10のポイント」に基づく日常生活の見直しや、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないこと、不要不急の旅行や会合等を控えることを要請する。
- ・どうしても外出が必要な場合も、周りの人と一定の距離を取るなど「3密」を徹底して避けることを要請する。
- ・市役所への来庁は可能な限り控えていただき、申請等が必要な場合は、郵送やオンラインの利用を求める。

2 市立学校園

- ・市立学校園については、兵庫県や他都市の動向を踏まえ、5月31日（日）までの臨時休業中、感染防止対策を講じた上で、5月20日（水）から22日（金）までの間で1日を上限として、5月25日（月）の週から週2日を上限として登校可能日を設ける。（幼稚園及び特別支援学校は除く。）
- ・教育委員会においては、児童生徒に対し家庭学習の支援や健康状態の把握、相談体制の確保に努める。

3 社会福祉施設

(1) 保育所・認定こども園・放課後児童クラブ

5月31日（日）まで特別保育を延長し、原則として家庭での保育を強く要請することとするが、医療従事者や社会の機能を維持するために就業の継続が必要な方など、家庭での保育が困難な方を対象に受け入れる。

(2) 高齢者・障害者施設等

高齢者・障害者施設等については、引き続き、感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の継続を要請するとともに、通所・短期入所事業所については、家庭での対応が可能な限り、利用の自粛を要請する。

4 市有施設

観光・文化施設、スポーツ施設、貸館施設については、5月31日（日）まで休止とする。

公園については、密集回避の観点から、大型遊具は使用禁止、大型遊具を備えた公園に付帯した駐車場は、閉鎖とする。

5 イベントの開催

市主催及び共催イベントや行事については、6月末までは規模によらず中止とする。その他のイベント等についても、開催の自粛を呼びかける。

6 事業活動への主な支援等

(1) 特別定額給付金

特別定額給付金について、コールセンターを開設し申請の円滑化を図るとともに、オンライン申請は5月4日から受付を開始し5月末頃からの給付を、郵送申請は5月20日から受付を開始し6月からの給付を目指すことにより、家計への迅速かつ的確な支援につなげる。

(2) 姫路市休業要請等協力事業者支援事業（家賃支援）

兵庫県の新型コロナウイルス感染症に係る休業や営業時間短縮要請等に協力することによって、固定費（家賃等）が重くのしかかり、経営に深刻な影響を及ぼしている中小企業・個人事業主について、市が独自に支援を行う。

（1事業者につき10万円）

(3) 水道料金

地域経済や家計への影響に対応するため、本市と契約している方を対象に、令和2年6月使用分から6ヶ月分の水道料金の内、基本料金部分を、全額免除とする。

7 庁内の対応等

(1) 職員の在宅勤務（テレワーク等）や休暇等の活用による出勤者の原則7割、目標8割の削減を目指す。

(2) 職員の感染予防対策を徹底する。

- ・会議、打合せ等でのマスク着用
- ・健康管理の徹底
- ・所属長への検温報告等